

施工条件明示書（特記仕様書）

箕輪町教育委員会 学校教育課

工事名 令和3年度 箕輪東小学校北校舎床張替工事
工事箇所 箕輪東小学校

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。また、本工事の施工にあたっては、長野県建設部制定の工事共通仕様書・各種施工管理基準・出来型管理基準・写真管理基準等に基づいて実施してください。

1 工事の概要

本工事は、箕輪東小学校における教室及び廊下床張替工事になります。
詳細は設計書等を参考にしてください。

2 履行期間

契約締結日から令和3年9月30日（木）まで
本工事においては、昇降足場等の設置に伴う立入禁止区域の設定等を考慮し、箕輪東小学校の夏休み期間中（7月22日（木）～8月19日（木））の施工を想定していますが、臨時休業等の影響により日程が変わる可能性があるので、詳細な日付や工程などは、契約締結後、学校等との協議を踏まえて決定します。

3 仕様書

- (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）」最新版によります。なお、改修工事において図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）」最新版によります。
- (2) 工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行ってください。
- (3) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとします。なお、入札後に生じた疑義については監督員と協議し施工してください。
- (4) 工事の施工が原因で補償する瑕疵は受注者で負担してください。

- (5) 本工事において諸官庁への手続きが必要となる場合、手続き及びそれにかかる費用は、本工事に含むものとします。
- (6) 取壊し及び発生材の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適切処理推進要綱」その他関係法令により適切に実施してください。
- (7) 受注者自らが廃棄物（解体材等）の処理（分別、保管、収集、運搬、処分の一連の行為をいう。以下同じ。）を行う場合は、廃棄物処理法に基づき、適正に行ってください。
- (8) 廃棄物（解体材等）の処理の全部または一部を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託してください。
- (9) しゅん工したときは、最終処分地の案内図、処分処理マニュフェスト制度に基づく最終伝票を提出してください。下請け人に委託したときは、産業廃棄物処理業の知事の許可の写を提出してください。

4 その他留意事項

- (1) 本工事の施工に際しては、事故等に十分気をつけるとともに、安全対策措置を徹底してください。特に学校敷地内での工事となるため、作業における立入禁止区域や危険箇所をわかりやすく明示するとともに、児童や教職員等の往来に十分気をつけて施工してください。
- (2) 本工事における具体的な箇所等への立入禁止期間は関係者との協議の上で決定することとし、施工進捗により期間の変更が必要となった場合は、必ず学校側との協議により変更してください。
- (3) 本工事の着手や進捗状況、竣工等の状況を、必要に応じ学校へ連絡してください。
- (4) 施工期間中においては学校や学童クラブの運営に影響しないよう作業工程等を調整し、施工してください。
- (5) 工事中は工事ごと十分な養生を行って、常に現場内の整理・整頓を行うとともに、工事完成時は現場内外の後片付け、清掃を念入りに行ってください。
- (6) 工事中、工事箇所以外の不良箇所を発見した場合は、監督員に報告し別途協議してください。
- (7) 暴力団関係者等による被害を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出してください。

5 問合せ先

箕輪町教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係
電話 0265-70-6603 FAX 0265-79-6368